羽田新飛行経路の運用の賛否を問う品川区民投票条例（案）

（目的）

第１条　この条例は、国土交通省が決定した羽田空港の新飛行経路の運用に対し、品川区民の意思を確認し、航空行政に反映させることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）新飛行経路　航空機が品川区の上空を飛行し、羽田空港の滑走路へ着陸する新たな飛行経路

（２）区民投票　新飛行経路の運用に対する賛否についての品川区民による投票

（区民投票の執行）

第３条　区民投票は、第１条の目的を達成させるため、区長が執行する。

２　区長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条の２に基づき、その権限に属する区民投票の管理及び執行に係る事務を品川区選挙管理委員会に委任することができる。

（区民投票の実施等）

第４条　区民投票は、この条例の公布の日から起算して３月以内に実施しなければならない。

２　区民投票の期日（以下「投票日」という。）は、区長が定め、投票日の 10 日前までにこれを告示しなければならない。

（投票資格者等）

第５条　区民投票において投票を行う資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、前条第２項の規定による告示の日の前日において、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第９条の規定により、品川区の議会の議員及び区長の選挙権を有する者（同法第１１条第１項若しくは第２５２条又は政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第２８条の規定により選挙権を有しない者を除く。）とする。

２　区長は、投票資格者名簿を調製しなければならない。

（投票の方法）

第６条　投票は、１人１票に限る。

２　投票資格者は、投票日に自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

３　投票資格者は、新飛行経路の運用に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄に○の記号を自ら記載しなければならない。この場合において、投票資格者は、投票用紙を自ら投票箱に入れなければならない。

４　投票用紙には、投票資格者の氏名を記載してはならない。

（点字投票、代理投票、期日前投票等）

第７条　前条第３項前段の規定にかかわらず、投票資格者は、点字による投票を行う場合においては、投票用紙に、新飛行経路の運用に賛成するときは賛成と、反対するときは反対と自ら記載するものとする。この場合において、規則で定める点字は文字とみなし、投票用紙の様式その他必要な事項は、規則で定める。

２　前条第３項並びに第９条第２項及び第３項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら○の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより代理投票をさせることができる。

３　前条第２項及び第３項後段の規定にかかわらず、規則で定める事由により、投票日に自ら投票することができないと見込まれる投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

４　前３項については、公職選挙法第４７条、第４８条、第４８条の２及び第４９条の規定を準用する。

（投票の秘密保持）

第８条　何人も、投票資格者の投票した内容を陳述する義務はない。

（投票の効力）

第９条　投票の効力の決定に当たっては、次項又は第３項の規定に反しない限りにおいて、投票した投票資格者の意思が明白であれば、その投票を有効とする。

２　点字投票以外の投票については、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

（１）所定の投票用紙を用いないもの

（２）○の記号を賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも記載したもの

（３）○の記号以外の事項を記載したもの

（４）○の記号を自ら記載しないもの

（５）○の記号を賛成の記載欄又は反対の記載欄のいずれに対して記載したかを確認し難いもの

３　点字投票（第７条第３項の規定による投票であって、点字により行われるものを含む）については、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

（１）所定の投票用紙を用いないもの

（２）賛成の文字及び反対の文字をともに記載したもの

（３）賛成の文字又は反対の文字のほか、他事を記載したもの

（４）賛成の文字又は反対の文字を自ら記載しないもの

（５）賛成の文字又は反対の文字のいずれを記載したかを確認し難いもの

（投票結果の尊重等）

第１０条　区長は、投票結果が判明したときは、速やかにこれを告示しなければならない。

２　区長及び区議会は、新飛行経路の運用に対する賛成の投票の数又は反対の投票の数のいずれか多い数の区民の意思を尊重しなければならない。

３　区長は、国土交通大臣及び東京都知事に速やかに区民投票の結果を通知するものとする。

（情報の提供）

第１１条　区長は、投票資格者の投票の判断に資するために、区が保有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するとともに、区民に対し区民投票に関する必要な情報を提供するものとする。

２　区長は、前項の規定による情報の提供に当たっては、客観的かつ中立的に行うものとする。

（区民投票運動）

第１２条　区民投票運動（区民に対して賛成又は反対の投票を呼び掛ける行為等をいう。）は、自由に行うことができる。ただし、この運動は、買収、脅迫等により区民の自由な意思が制約され、または不当に干渉されるものであってはならない。

（委任）

第１３条　この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附則　この条例は、公布の日から施行する。